

# 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務（以下「本業務」という。）の契約相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

（1） 業務名 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務

（2） 業務の目的

別添「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（3） 業務内容

仕様書のとおり

（4） 業務期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

（5） 見積り限度額

金 57,012,000 円（うち消費税及び地方消費税 5,701,200 円）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

## 3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（3） 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 上天草市内に主たる事業所を有し、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成16年上天草市告示第89号）又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者であること。
- (5) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年号外法律第183号）に規定する「一般貸切旅客自動車運動事業」の許可を受けていること。

## 5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間  
公告の日から令和7年10月24日（金）までとする。
- (2) 配布場所及び配付方法  
上天草市ホームページからダウンロードすること。
- (3) 配布資料
- ア 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル実施要領
  - イ 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託仕様書等
  - ウ 質問書（様式第1号）
  - エ 参加表明書（様式第2号）
  - オ 見積書（様式第3号）
  - カ 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務計算表（様式第4号）
  - キ 書類審査の関係書類（様式第5号から様式第12号）
  - ク 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務プレゼン書（様式第13号）
  - ケ 辞退届（様式第14号）

## 6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時必着

(3) 提出場所

熊本県上天草市松島町合津7951番地1

上天草市教育委員会学務課（以下「主管課」という。）

(4) 提出方法

質問書は、電子メール又は郵送で提出することとする。なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス：gakumu\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp）

※上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「\_atmark\_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※電子メールによる場合は、件名を「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル」とすること。

※郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル」と朱書のうえ、郵便書留により送付すること。

(5) 質問内容

質問は原則として、当該業務委託に係る条件又は応募手続きに係る事項に限るものとし、事業内容に関する質問には回答しないものとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月17日（金）までに、上天草市ホームページに掲載する。

※回答内容について、不特定多数の者が閲覧することに支障がある場合は、全参加者に電子メール等により回答する。

## 7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 添付書類

ア 「一般貸切旅客自動車運動事業」の許可書の写し

イ 営業所ごとの運行管理者資格証の写し

(3) 提出期限

令和7年10月24日（金）午後5時必着

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は、電子メールによるPDFデータ、郵送により提出すること。

※電子メールによる場合は、件名を「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル」とすること。

※郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル」と朱書のうえ、郵便書留により送付すること。

## 8 事業提案書等の提出

記「7-(1)」の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたもの（以下「事業提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（事業提案書）

ア 見積書（様式第3号）

イ 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務計算表（様式第4号）

ウ 書類審査の関係書類（様式第5号から様式第12号）

エ 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務プレゼン書（様式第13号）

※ア及びウについては、各様式に記載の証憑書類も併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、郵送により提出すること。

※なお、送付用の封筒の表面に「上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル」と朱書のうえ、郵便書留により送付すること。

(5) 提出部数（証憑書類も含めた提出部数）

正本1部

副本1部

## 9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「令和8年度スクールバス運行業務受

託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、事業提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、事業提案を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

（1） プrezentation

提出された上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務プレゼン書（様式第13号）の内容について、事業提案者は、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和7年11月26日（水）予定

イ 場所 上天草市役所松島庁舎内

※日時、会場等の詳細については、別途連絡するものとする。

※参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

（2） 審査項目及び審査基準

別紙「審査項目及び審査基準」のとおりとする。

## 10 審査結果の通知

- （1） 審査結果については、審査終了後、全提案者に郵送又は電子メールにて通知する。
- （2） 審査結果の通知後に、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

## 11 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第14号）を電子メール又は郵送にて提出することとする。

## 12 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和7年10月6日（月）
質問書の提出期限	令和7年10月14日（火）
質問書の回答	令和7年10月17日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年10月24日（金）
事業提案書等の提出期限	令和7年11月7日（金）
審査会	令和7年11月26日（水）
審査結果通知	令和7年11月28日（金）
契約予定日	令和7年12月中

### 1.3 事業提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その事業提案者を失格とする。

- (1) 事業提案者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 選定審査会に参加しなかったとき。
  - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
  - ウ 公公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 提出書類が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
  - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
  - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。
  - エ 上天草市立大矢野中学校スクールバス運行業務委託仕様書及び別紙「審査項目及び審査基準」に記載の要件を満たしていないとき。

### 1.4 契約手続

選定審査会における審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

### 1.5 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て事業提案者の負担とする。
- (4) 提出された事業提案書等を受理した後の事業提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (5) 事業提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された事業提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。
- (7) 電子メールの送信事故及び郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

### 1.6 問合せ先

〒861-6192

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市教育委員会学務課教育企画係（担当：宮本）

電話 0969-28-3379（直通）

電子メールアドレス gakumu\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

※上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「\_atmark\_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。